

第6期四街道市障害福祉計画

第2期四街道市障害児福祉計画

**令和3年3月
四街道市**

はじめに

国は、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に「障害者自立支援法」を改正し「障害者総合支援法」を施行しました。また、平成25年6月には「障害者差別解消法」の制定等、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした国内法令の整備を進め、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准しました。



本市では、平成19年3月に障害者自立支援法に基づく第1期障害福祉計画の策定以来、3年ごとに計画を見直し、障害福祉サービスの数値目標やサービス見込量を設定する等、支援体制の確保に取り組んでまいりました。また、平成30年3月には児童福祉法の改正に基づき、第1期障害児福祉計画を策定いたしました。

近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う障害の重度化等により、障害福祉サービスに対するニーズは複雑・多様化していますが、「障害のある人もない人も、ともに自分らしく輝いて生きることが出来るまち四街道」の実現に向け、今回、策定しました障害福祉計画・障害児福祉計画をはじめとする障害福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、保健福祉審議会並びに障害者自立支援協議会の委員の皆様、アンケート調査にご回答いただいた障害福祉団体の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

四街道市長 佐 渡 斉

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け・性格	2
3 計画の期間	3
第2章 四街道市の障害のある人を取り巻く現状	4
1 統計データなどからみる現状	4
(1) 身体障害のある人の状況	4
(2) 知的障害のある人の状況	5
(3) 精神障害のある人の状況	6
(4) 市内小・中学校の特別支援学級の状況	7
第3章 障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標	9
1 第6期障害福祉計画の成果目標	9
2 第2期障害児福祉計画の成果目標	13
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	14
1 訪問系サービス	14
2 日中活動系サービス	16
3 居住系サービス	22
4 相談支援	24
5 その他	25
第5章 障害児福祉サービスの必要量の見込み	26
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み	28
1 相談支援事業	28
2 成年後見制度利用支援事業	29
3 意思疎通支援事業	30
4 日常生活用具給付等事業	31
5 移動支援事業	32
6 地域活動支援センター	33
7 その他の地域生活支援事業	34
第7章 サービス見込量確保のための方策	36
1 訪問系サービス	36
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	37
4 障害児支援	37
5 地域生活支援事業	37
第8章 計画の推進	38
1 進捗状況の管理と評価	38
2 関係機関との連携	38

3 県および障害保健福祉圏域との調整・協力	38
資料1 計画策定経過	39
資料2 計画策定体制	40
資料3 用語の解説	43

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

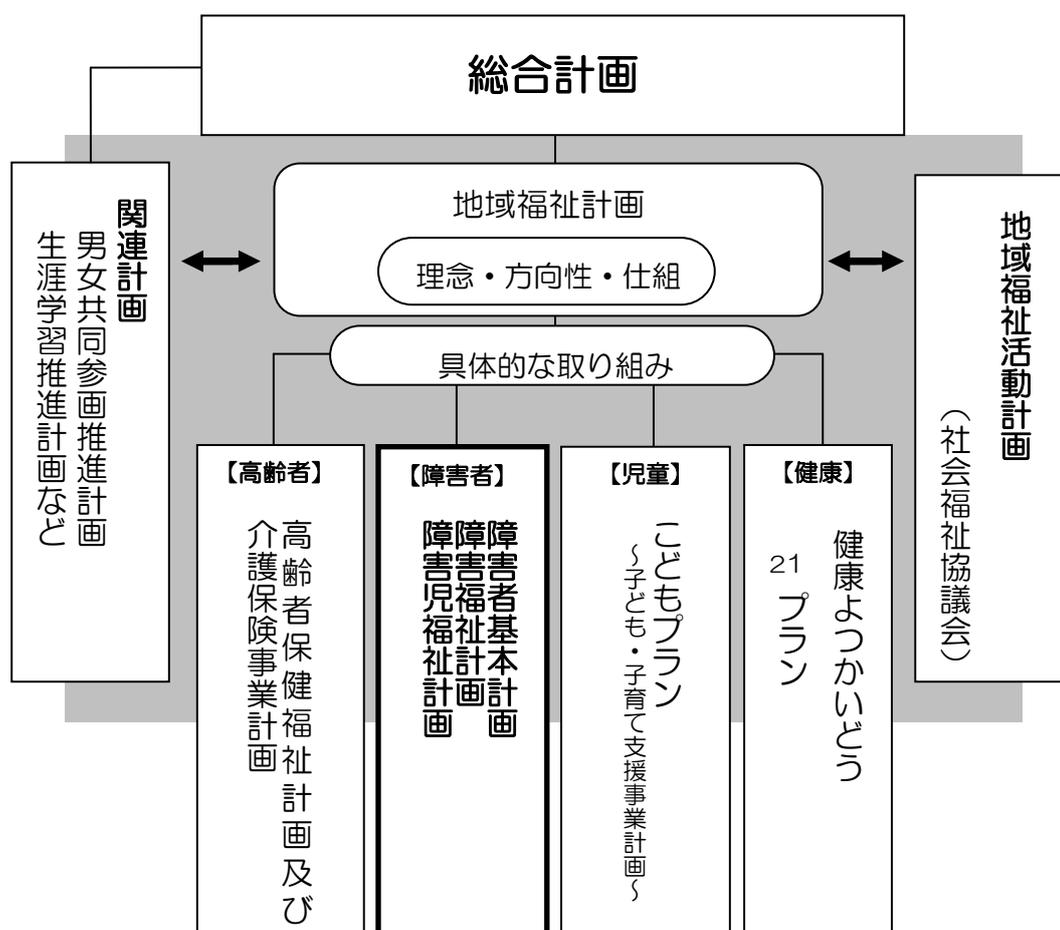
本市では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成28年3月に「第4次四街道市障害者基本計画」を策定し、障害の有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として暮らせる社会を目指し、「障害のある人もない人も、ともに自分らしく輝いて生きることができるまち 四街道」を基本理念として定め、これを実現するための各施策に取り組んでいます。

一方、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害児者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めた「第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画」を平成30年3月に策定しました。この計画期間が令和2年度で終了することから、この度、国の基本指針に基づいて「第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画」を策定することとなりました。

現在の施策の課題や障害福祉サービス等の需要を総合的に検討し、サービス等の提供が総合的かつ計画的に実施されることを目指します。

2 計画の位置付け・性格

- 第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、第2期障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられます。
- 両計画の策定にあたっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針」や、国、県の計画・関連計画に沿って検討を進めました。



- ・「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3に基づき、市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。
- ・「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。
- ・「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

3 計画の期間

- 本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度の3か年です。
- ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

計画名	年度													
	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	
障害者基本計画					計画期間(～R7)									
障害福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画				
障害児福祉計画							第1期計画			第2期計画				
健康よつかいどう21プラン							第2次計画(～R9)							
こどもプラン ～子ども・子育て支援事業計画～				第1期計画				第2期計画(～R6)						
高齢者保健福祉計画及び介護保険 事業計画							第7期計画			第8期計画				
地域福祉計画					第2次計画				第3次計画(～R7)					
総合計画														
	基本構想													
	前期基本計画						後期基本計画							

第2章 四街道市の障害のある人を取り巻く現状

1 統計データなどからみる現状

(1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度は2,964人で平成26年度から約1.01倍となっています。

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
所持者数	2,910	2,987	3,040	2,960	2,949	2,964
1級	965	1,006	1,034	1,016	1,018	1,012
2級	443	445	450	436	448	444
3級	447	452	446	434	427	440
4級	721	740	757	730	715	724
5級	153	155	163	158	160	160
6級	181	189	190	186	181	184
18歳未満	64	71	70	71	72	76
18歳以上	2,846	2,916	2,970	2,889	2,877	2,888
■障害別						
視覚障害	217	219	227	218	230	228
聴覚・平衡機能障害	232	231	240	227	220	219
音・言・そしゃく機能障害	30	33	32	33	38	37
肢体不自由	1,567	1,592	1,598	1,529	1,509	1,496
内部障害	864	912	943	953	952	984

各年度末現在

(2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度は 696 人で平成 26 年度から約 1.32 倍となっています。

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
所持者数	527	572	598	607	675	696
■等級別						
① Aの1 Aの2	221	232	231	234	256	270
Bの1	100	114	127	129	149	151
Bの2	206	226	240	244	270	275
■年齢別						
18歳未満	146	163	171	179	209	214
18歳以上	381	409	427	428	466	482

各年度末現在

(3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度は790人で平成26年度から約1.42倍となっています。等級別にみると、2級が半数以上を占め、2級、3級はこの6年で約1.46倍に増加しています。

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
所持者数	555	605	648	683	740	790
■等級別						
1級	92	93	100	111	108	115
2級	313	351	387	396	420	447
3級	150	161	161	176	212	228

各年度末現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和元年度は1,321人で平成26年度から約1.27倍となっています。

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
受給者数	1038	1,120	1,182	1,246	1,264	1,321

各年度末現在

(4) 市内小・中学校の特別支援学級の状況

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、令和2年5月1日現在で、小学校が157人（男子122人、女子35人）、中学校が61人（男子44人、女子17人）となっています。

また、すべての小中学校に特別支援学級が設置されており、令和2年5月1日現在の各学校の設置状況は以下のとおりです。

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
小 学 校	四街道小学校	○	○	○
	旭小学校	○	○	
	南小学校	○	○	
	中央小学校	○	○	
	大日小学校	○	○	
	八木原小学校	○	○	
	四和小学校	○	○	
	山梨小学校	○	○	
	みそら小学校	○	○	
	栗山小学校	○	○	
	和良比小学校	○	○	
	吉岡小学校	○	○	

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
中 学 校	四街道中学校	○	○	
	千代田中学校	○	○	
	旭中学校	○	○	
	四街道西中学校	○	○	
	四街道北中学校	○	○	

知：知的障害特別支援学級

自情：自閉症・情緒障害特別支援学級

言：言語障害特別支援学級

(参考) 障害のある人の雇用状況 (千葉県)

千葉労働局の発表によれば、令和元年6月1日現在、障害者雇用率 (以下「法定雇用率」(2.2%) という。) が適用される民間企業 (常用労働者数 45.5 人以上の企業) 数は、2,606 社 (前年 2,535 社) で、そのうち雇用率達成企業は 1,344 社 (51.6%)、未達成企業は 1,262 社 (48.4%) です。全体の実雇用率は 2.11% で、前年より 0.09 ポイント上昇しています。

	(1)	(2)	(3)障害者の数					(4)	(5)	(6)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注4)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である 短時間労働者 (注5)	E (計) A×2+B+C+D×0.5	実雇用率 E÷(2) ×100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
一般の民間企業	2,606 企業	554,565.5 人	2,181 人	607 人	5,733 人	1,950 人	11,677.0 人	2.11 %	1,344 企業	51.6 %
特殊法人等	4 法人	2,237.0 人	13 人	1 人	28 人	1 人	55.5 人	2.48 %	3 法人	75.0 %

- (注) 1 (2) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数) を除いた労働者数である。
- 2 (3) A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしており、E 欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D 欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとしており、E 欄の計を算出するに当たり、0.5 カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注 4 に該当する者については、1 人分としてカウントしている。
- 3 A、C 欄は 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者であり、B、D 欄は 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者である。
- 4 C 欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ①平成 28 年 6 月 2 日以降に採用された者であること。
 ②平成 28 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D 欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注 4 に該当しない者である。
- 6 特殊法人とは、2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

第3章 障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標

国が令和2年5月に示した、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標を次のように定めます。

1 第6期障害福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の考え方】

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 令和5年度末における施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	70人	○令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	68人	○令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	2人 2.8%	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5人	○施設入所からグループホームなどへ移行する者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の考え方】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設置し、それに関する見込みを設定する。

	目標	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	令和5年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の考え方】

- ・令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	面的体制整備	基幹相談支援センターを中心に地域生活支援拠点の面的体制整備を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の考え方】

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
- 目標の設定にあたっては、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
- 目標の設定にあたっては、それぞれ令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、1.26倍以上、1.23倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	8人	○令和元年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	13人 1.27倍	○令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

	数値	考え方
令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労移行した者の数	8人	○令和元年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	11人 1.30倍	○令和5年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数

	数値	考え方
令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	○令和元年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	1人 1.26倍	○令和5年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

	数値	考え方
令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	○令和元年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	1人 1.23倍	○令和5年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

【国の考え方】

- ・令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業利用者数	5人 70.0%	○令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援	実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
地域の相談支援体制の強化	2件	令和5年度の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
	1件	令和5年度の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
	12回	令和5年度の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【国の考え方】

- ・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

	目標	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	令和5年度の都道府県が実施する障害福祉サービスに係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み

2 第2期障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の考え方】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	国の方向性に従い、市内または圏域での設置に取り組む。
保育所等訪問支援事業の実施	実施	実施済。

(2) 医療的ニーズへの対応

【国の考え方】

- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和5年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	目標	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所	設置済。
関係機関による連携、協議の場の設置	設置	国の方向性に従い、設置に取り組む。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	国の方向性に従い、配置に取り組む。

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人などに対し、外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障害のある人・子どもまたは重度の精神障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	2年度
居宅介護	利用実人数／月	97	94	96
	時間／月	1,854	1,827	1,927
重度訪問介護	利用実人数／月	6	5	5
	時間／月	2,312	1,951	2,132
同行援護	利用実人数／月	24	18	18
	時間／月	552	327	327
行動援護	利用実人数／月	19	18	18
	時間／月	327	371	371
重度障害者等包括支援	利用実人数／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
合計	利用実人数／月	146	135	137
	時間／月	5,045	4,476	4,757

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用実人数／月	98	100	102
	時間／月	2,027	2,127	2,227
重度訪問介護	利用実人数／月	5	6	6
	時間／月	2,132	2,345	2,345
同行援護	利用実人数／月	18	18	18
	時間／月	327	327	327
行動援護	利用実人数／月	18	18	18
	時間／月	371	371	371
重度障害者等包括支援	利用実人数／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
合 計	利用実人数／月	139	142	144
	時間／月	4,857	5,170	5,270

※各年度1か月あたり

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用実人数／月	177	165	177
	利用延人日／月	3,401	3,228	3,435

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
生活介護	利用実人数／月	180	183	186
	利用延人日／月	3,495	3,555	3,615

※各年度1か月あたり

(2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害のある人を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害のある人・精神障害のある人を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
機能訓練	利用実人数／月	2	2	2
	利用延人日／月	26	42	25
生活訓練	利用実人数／月	4	3	4
	利用延人日／月	69	57	46

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
機能訓練	利用実人数／月	2	2	2
	利用延人日／月	25	25	25
生活訓練	利用実人数／月	4	4	4
	利用延人日／月	46	46	46

※各年度1か月あたり

(3) 就労移行支援

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習などを実施します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	利用実人数／月	27	20	29
	利用延人日／月	473	346	528

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用実人数／月	30	31	32
	利用延人日／月	543	558	573

※各年度1か月あたり

(4) 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）があります。

A型（雇成型）は、特別支援学校卒業者で企業等の雇用に結びつかなかった人や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労もめざす事業です。

B型（非雇成型）は、年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。なお、県が工賃の目標額を定め、その引き上げを図ることとしています。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
A型(雇成型)	利用実人数/月	28	34	41
	利用延人日/月	574	657	748
B型(非雇成型)	利用実人数/月	54	66	80
	利用延人日/月	918	1225	1629

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
A型(雇成型)	利用実人数/月	45	49	53
	利用延人日/月	822	896	970
B型(非雇成型)	利用実人数/月	88	96	105
	利用延人日/月	1,791	1,953	2,115

※各年度1か月あたり

(5) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	2年度
就労定着支援	利用実人数／月	22	26	30

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用実人数／月	34	38	42

※各年度1か月あたり

(6) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	利用実人数／月	11	13	11
	利用延人日／月	341	403	341

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
療養介護	利用実人数／月	11	11	11
	利用延人日／月	341	341	341

※各年度1か月あたり

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数／月	30	25	29
	利用延人日／月	264	306	326
短期入所 (医療型)	利用実人数／月	1	1	2
	利用延人日／月	5	8	12
短期入所 合計	利用実人数／月	31	26	31
	利用延人日／月	269	332	338

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数／月	29	29	29
	利用延人日／月	326	326	326
短期入所 (医療型)	利用実人数／月	2	2	2
	利用延人日／月	12	12	12
短期入所 合計	利用実人数／月	31	31	31
	利用延人日／月	338	338	338

※各年度1か月あたり

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

※ 括弧は、精神障害者数の内書

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
・共同生活援助	利用実人数／月	65(18)	74(19)	83(19)

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

※ 括弧は、精神障害者数の内書

		令和3年度	4年度	5年度
・共同生活援助	利用実人数／月	87(20)	91(21)	95(22)

※各年度1か月あたり

(2) 施設入所支援

施設入所支援は従前の入所施設を、日中活動部分と施設入所支援に分けたもので、夜間に入所する障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	利用実人数／月	73	70	70

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用実人数／月	70	69	68

※各年度1か月あたり

(3) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	2年度
自立生活援助	利用実人数／月	0	0	0

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

※ 括弧は、精神障害者数の内書

		令和3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用実人数／月	1(0)	1(0)	1(0)

※各年度1か月あたり

4 相談支援

障害福祉サービスを利用する人、障害福祉サービスを利用する子どもは支給決定前に指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成することになります。また、市はこれを勘案して支給決定を行います。

また、障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院している障害のある人が地域で生活するための支援をします（指定地域相談支援）。

■サービス実績（計画相談支援）（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害福祉サービス	利用実人数／月	67	78	87

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量（計画相談支援）

		令和3年度	4年度	5年度
障害福祉サービス	利用実人数／月	96	105	114

※各年度1か月あたり

■サービス実績（地域移行支援）（令和2年度は見込み）※ 括弧は、精神障害者数の内書

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援	利用実人数／月	0	0	1(1)

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量（地域移行支援）※ 括弧は、精神障害者数の内書

		令和3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数／月	1(1)	3(1)	5(1)

※各年度1か月あたり

■サービス実績（地域定着支援）（令和2年度は見込み）※ 括弧は、精神障害者数の内書

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援	利用実人数／月	1(1)	0	1(1)

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量（地域定着支援）※ 括弧は、精神障害者数の内書

		令和3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数／月	1(1)	1(1)	1(1)

※各年度1か月あたり

5 その他

(1) 補装具の支給

身体に障害のある人が、日常生活を送る上で必要な補装具（義肢、装具、車いすなど）を支給します。基本は1割負担ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状態からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

第5章 障害児福祉サービスの必要量の見込み

障害のある子どもが、障害児通所支援を利用する場合、障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画を作成します。

障害児通所支援は、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する児童発達支援事業や、授業終了後又は学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス、障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある子どもや保育所スタッフに専門的な支援を行う保育所等訪問支援サービスなどを提供します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	利用実人数／月	47	57	68
児童発達支援	利用実人数／月	102	106	110
	延人日／月	694	910	1,192
医療型児童発達支援	利用実人数／月	2	1	3
	延人日／月	12	6	9
放課後等デイサービス	利用実人数／月	161	158	163
	延人日／月	2265	1904	1,979
保育所等訪問支援サービス	利用実人数／月	0	1	1
	延人日／月	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数／月	1	1	2
	延人日／月	6	6	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数／月	-	-	-

※各年度1か月あたり

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用実人数／月	74	80	86
児童発達支援	利用実人数／月	113	116	119
	延人日／月	1,311	1,430	1,549
医療型児童発達支援	利用実人数／月	3	3	3
	延人日／月	9	9	9
放課後等デイサービス	利用実人数／月	166	169	172
	延人日／月	2,176	2,373	2,570
保育所等訪問支援サービス	利用実人数／月	1	1	1
	延人日／月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数／月	2	3	3
	延人日／月	12	14	14
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数／月	-	-	1

※各年度1か月あたり

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

1 相談支援事業

(1) 相談支援事業

障害のある人などの福祉に関する相談、必要な情報提供・助言のほか、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障害者自立支援協議会の運営を行い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

今後、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置についても進めます。

①障害者相談支援事業所

障害のある人や家族などからの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う基本相談支援や、サービス利用支援を行う指定特定相談支援事業所は、市内に5か所あります。

市では、その内2か所に一般的な相談支援を委託し、市内を南北に分けた日常生活圏域に1か所ずつ設置しています。

■サービス実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定特定障害者 相談支援事業所	箇所数	5	5	5

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
指定特定障害者 相談支援事業所	箇所数	5	5	5

②障害者自立支援協議会の運営

中立・公正な立場で障害者相談支援事業所の評価ができる体制として、平成19年度に障害者自立支援協議会を設立し、平成21年度からは専門部会を設置しました。

障害者相談支援事業所とともに地域の関係機関などによる相談支援ネットワークとして地域での重層的な支え合いを目指します。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置しています。

2 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害のある人または精神障害のある人が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2

3 意思疎通支援事業

手話通訳者の設置や派遣など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などとその他の者の意思疎通を仲介します。また、地域で活動する手話奉仕員の養成のため、養成研修を実施し、一人でも多くの手話奉仕員の育成を図ります。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	18	17	20
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	16	15	0

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	20	20	20
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	15	15	15

4 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度の障害のある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付又は貸与します。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	2	5	7
自立生活支援用具	件	20	12	19
在宅療養等支援用具	件	13	11	13
情報・意思疎通支援用具	件	46	67	50
排泄管理支援用具	件	1,623	1,961	1,654
居住生活動作補助用具	件	4	4	4

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	7	7	7
自立生活支援用具	件	19	19	19
在宅療養等支援用具	件	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	50	50	50
排泄管理支援用具	件	1,654	1,654	1,654
居住生活動作補助用具	件	4	4	4

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。個別支援型とグループ支援型があります。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用実人数	99	83	83
	利用延時間数	7,816	6,918	6,918

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用実人数	83	83	83
	利用延時間数	6,918	6,918	6,918

6 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

地域活動支援センターは職員配置、事業内容、利用者数などによって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

四街道市福祉作業所は、平成24年3月から地域活動支援センターⅢ型の事業を行う施設として、主に知的障害のある人の創作活動、生産活動などを行っています。

■サービス実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センターⅢ型(本市)	箇所数	3	3	3
	利用実人数	66	57	57
地域活動支援センターⅢ型(他市)	箇所数	2	3	3
	利用実人数	3	5	4
地域活動支援センターⅠ型(他市)	箇所数	1	1	1
	プログラム参加人数	2	4	4
	相談業務人数	24	31	46

■サービス見込み量

		令和3年度	4年度	5年度
地域活動支援センターⅢ型(本市)	箇所数	2	2	2
	利用実人数	49	49	49
地域活動支援センターⅢ型(他市)	箇所数	3	3	3
	利用実人数	4	4	4
地域活動支援センターⅠ型(他市)	箇所数	1	1	1
	プログラム参加人数	5	5	5
	相談業務人数	35	35	35

7 その他の地域生活支援事業

(1) 日中一時支援事業

日中、一時的に介護者が介護にあたれない場合などに、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、活動の場や見守り、介護などを提供します。

(2) 知的障害者職親委託制度

知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意を有する事業経営者などに預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

(3) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの身体障害のある人に、訪問により、特別浴槽を利用した安全かつ快適な入浴サービスを提供します。

(4) 自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる身体障害のある人を対象に、免許の取得に要する費用の一部を助成します。

(5) 自動車改造助成事業

重度の身体障害のある人が自ら運転するために自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。

(6) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(参考) 市独自で行っている障害福祉サービス

(1) 障害者通所施設交通費助成

障害者通所施設に通う障害のある人（子ども）及び単独での通所が困難な人に付き添って通所する介護者等に対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成します。

(2) 精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、自立支援医療（精神通院医療）における自己負担分の2分の1を助成します。

(3) 重度身体障害者住宅改善費助成

重度の身体障害のある人が住宅を利用しやすいように改善する場合、市から助成金が受けられます。

(4) 緊急通報装置

一人暮らしの重度の身体障害のある人に、自宅での緊急時の病気、災害等に迅速かつ適正に対応するために、緊急通報装置を設置します。

(5) 福祉タクシー

重度の心身障害のある人が市と協定を締結したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。

(6) 介護用品の給付

身体障害者手帳1・2級の人で介護用品を利用している在宅の人に介護用品引換券をお渡ししています。

(7) グループホーム開設支援補助金

市内においてグループホームを開設した事業者に、その準備に要した入居者が共同で使用する備品の購入費の一部を補助します。

(8) 地域活動支援センター家賃補助金

市内の地域活動支援センターを運営する事業者に、その設置のための家賃の借上げに要する費用の一部を補助します。

第7章 サービス見込量確保のための方策

本市においては、地域活動支援センターⅢ型事業を行っている事業所は2か所あり、内、直営の事業所として四街道市福祉作業所が1か所あります。また、直営で児童発達支援事業を行っている児童デイサービスセンターくれよんがあります。

障害者自立支援協議会においては、専門部会を設置し、生活、就労、療育・教育に関する様々な課題について話し合いを進めており、利用者が、地域で安心して暮らしていくための支援体制の構築を目指しています。

1 訪問系サービス

●市内には、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は18か所、行動援護の指定を受けた事業所は1か所、同行援護の指定を受けた事業所は8か所あります。市外の事業所や介護保険事業所と共通した社会資源の活用が可能ではありますが、全国的に従事する介護職が量的に不足していることが指摘されています。利用の拡大が続くことが想定されることから、事業者の状況把握に努め、介護保険事業者などに対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めます。

●サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、必要により、人材育成のための支援を行います。

2 日中活動系サービス

●市内には、生活介護で指定を受けた事業所が5か所、就労移行支援で指定を受けた事業所が1か所、就労継続支援A型で指定を受けている事業所が1か所、就労継続支援B型で指定を受けている事業所が4か所、短期入所で指定を受けた事業所が3か所、療養介護で指定を受けた事業所が1か所あります。

今後はさらに利用が拡大することが想定されるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。

●就労系事業所においては、安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）に基づいて、官公需の情報提供や調整を行い、活発化することにより、利用者の就労促進に努めます。

3 居住系サービス

- 市内には、施設入所支援で指定を受けた事業所が2か所、共同生活援助で指定を受けた事業所が7か所あります。福祉施設から地域生活への移行を踏まえると、共同生活援助は利用が拡大することが想定されることから、事業者の状況把握に努めます。

4 障害児支援

- 障害のある子どもの相談支援体制について、相談件数に対応できるよう相談支援体制を整備します。
- 市内には、児童発達支援で指定を受けた事業所が12か所、放課後等デイサービスで指定を受けている事業所が21か所あります。
障害児支援の希望者は増加の傾向にあるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。

5 地域生活支援事業

- 相談支援体制については、増加傾向にある相談件数に対応できるよう相談支援体制を整備していきます。また、サービス事業者などの関係者による個別ケア会議を行うことで総合的な支援を行います。
- 障害者自立支援協議会については、行政はもとより教育、就労関係機関や障害福祉団体（障害当事者）などの参加により展開しています。生活、就労、療育・教育の3つの部会において、様々な検討を行っております。今後も、障害者の自立した生活を支えるため、地域の関係者がネットワークを構築し、支援方法等の検討を行います。
- 意思疎通支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターなどマンパワーが必要な事業については、県などで行われる研修などの情報提供と積極的な参加を促し、マンパワー確保のための環境を整えます。

第8章 計画の推進

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定、改定を行う時に各施策の進捗状況を調査します。

2 関係機関との連携

障害のある人が、地域の中で心身ともに健康に、自立して生活していくためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、障害者自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化に努めるとともに、千葉県視覚障害者福祉協会や千葉聴覚障害者センターなど、関係する専門機関とも協調を図ります。

3 県および障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を超えた各種のサービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、健康福祉センターの所管区域を基準とした16の障害保健福祉圏域が定められました。

本市は、印旛健康福祉センターの所管区域に含まれます。印旛健康福祉センターは、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町を管轄しており、地域活動支援センターI型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町村が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

資料 1 計画策定経過

■保健福祉審議会 本会

開催日	区分	主な審議内容
令和2年5月7日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問(障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について) ・計画の概要及び策定スケジュールについて ・障害者・障害児部会設置について
令和3年2月1日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

■保健福祉審議会 障害者・障害児部会

開催日	区分	主な審議内容
令和2年11月9日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の進捗状況について ・市内障害福祉団体への意見聴取結果について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について
令和3年1月14日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)について

■障害者自立支援協議会

開催日	区分	主な審議内容
令和2年5月28日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要及び策定スケジュールについて
令和2年11月12日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の進捗状況について ・市内障害福祉団体への意見聴取結果について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について
令和2年12月22日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)について

■意見聴取

開催期間	対象	主な内容
令和2年6月26日～ 令和2年7月31日	市内障害福祉団体	<ul style="list-style-type: none"> ・今後利用したい福祉サービス ・日常生活で困っていること

■意見提出手続（パブリックコメント）

意見提出期間	内容
令和3年2月8日～ 令和3年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)について

資料2 計画策定体制

1. 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任さ

れるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2. 保健福祉審議会委員名簿

■本会

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	副会長
学識経験	許斐 玲子	
学識経験	佐藤 満	
保健関係	古川 恭子	
保健関係	谷口 美保	
福祉関係	鵜之沢 功	
福祉関係	秋元 克之	
福祉関係	矢口 廣見	会長
福祉関係	利光 美亜子	
医療関係	松島 弘典	
医療関係	大内 健太郎	
医療関係	鈴木 博文	
市民代表	長澤 志保子	
市民代表	森 邦子	
市民代表	伊佐 勉	

順不同・敬称略

■障害者・障害児部会

選出区分	氏名	備考
保健関係	古川 恭子	
福祉関係	利光 美亜子	部会長
医療関係	松島 弘典	
医療関係	鈴木 博文	副部会長
市民代表	森 邦子	
臨時委員	金室 修平	
臨時委員	尾寄 佳子	

順不同・敬称略

資料3 用語の解説

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中でともに生活することが正常（ノーマル）な社会の在り方であるという考え方のことです。

バリアフリー

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障害のある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。バリアには、都市環境・建築などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどがあります。

サービス等利用計画

障害福祉サービスの利用を希望される方が、総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスなどについて検討し、「指定特定相談支援事業者」、「指定障害児相談支援事業者」の相談支援専門員が作成するものです。利用者本人、家族、支援者等が作成することもできます(セルフプラン)。

指定特定相談支援事業者

障害のある人、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、専門機関等との連絡調整を行う基本相談と、障害のある人等が、障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う、計画相談支援を行う事業者です。

指定障害児相談支援事業者

障害のある子どもが障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用しようとする場合、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う事業者です。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。

障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される協議会です。障害のある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。障害者自立支援協議会はこの役目を担っています。

障害者自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の、財産や権利を保護するための制度です。

地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型からⅢ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業と、併せて相談支援事業を実施します。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

補装具

障害のある人などの身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具のことです。具体的には、車いす、盲人安全杖、義手、義足、下肢装具、補聴器などです。

第6期四街道市障害福祉計画
第2期四街道市障害児福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 四街道市役所 福祉サービス部 障害者支援課
四街道市鹿渡無番地

電話 043-421-6122

F A X 043-421-2676